



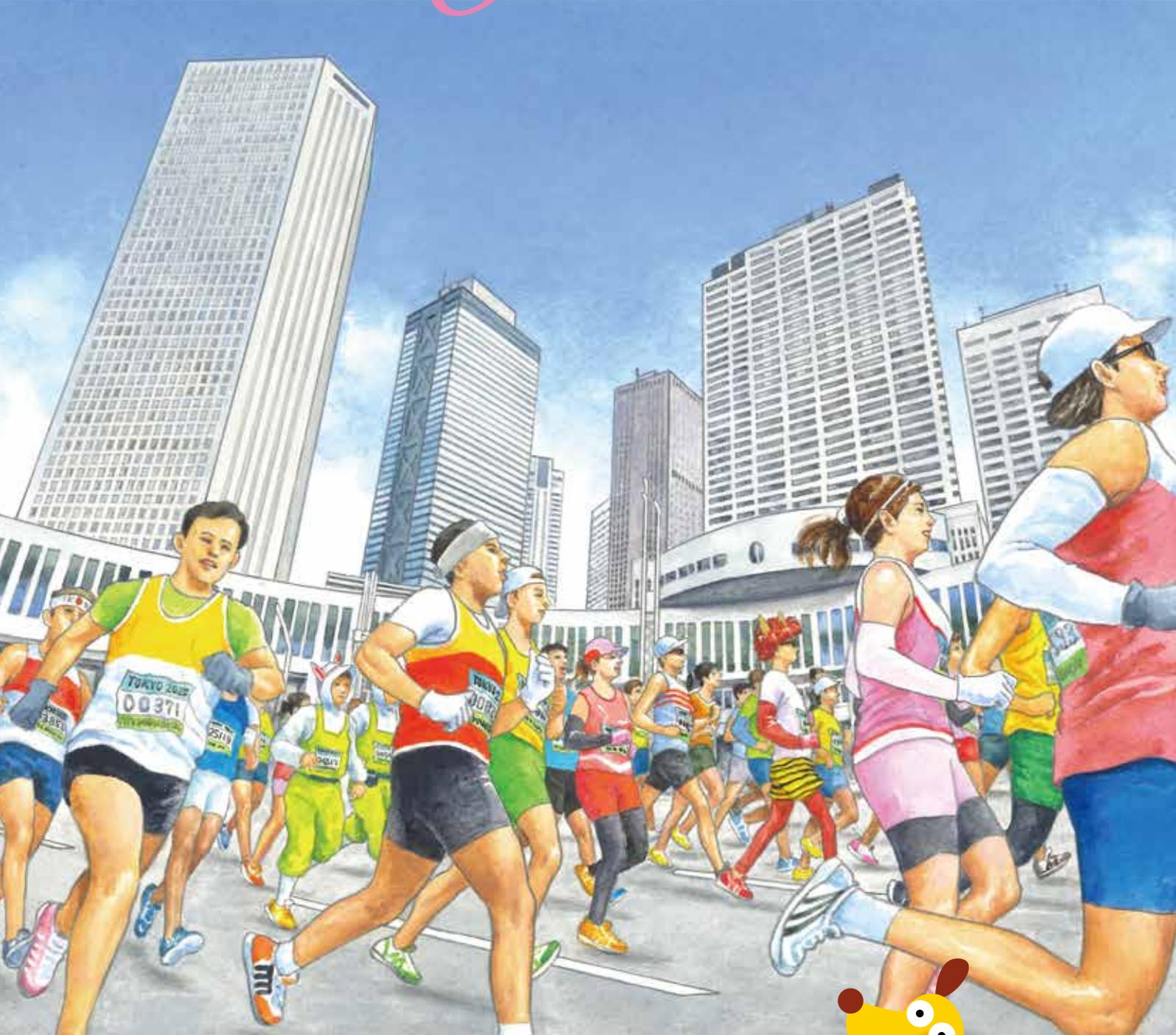
税と地域の情報誌

# SHINJUKU

3

2025  
vol.236

企業にも街にも活気 地域をつなぐ法人会



連載

新宿から行ける  
ファミリー登山<sup>とみさん</sup>⑬—富山

小冊子プレゼント

「中小企業だからできる 値上げの考え方進め方」  
「要注意ポイントがスッキリわかる! 会社税務のミス事例」



新宿法人会HP



公益社団法人 新宿法人会

C O N T E N T S

令和6年度 中学3年生の  
 「税についての作文」入賞作 ..... 1~2

小学6年生の「税に関する標語」  
 優秀作品ご紹介 ..... 3

行動する法人会  
 令和7年度税制改正に関する提言 ..... 4

令和7年度 税制改正大綱  
 法人会の税制改正提言 ..... 5~6

**連載** 新宿から行けるファミリー登山⑬  
 富山 ..... 7~8

税務署だより  
 ~約7割の方が利用しています~  
 確定申告は自動入力できる e-Tax で! ..... 9

新宿都税事務所からのお知らせ  
 23区内の固定資産(土地・家屋) 評価証明・  
 名寄帳申請は混雑する期間を避けて  
 ご来所ください/4月から固定資産税における土地・  
 家屋の価格などがご覧になれます(23区内) /  
 都税の納税証明・評価証明等の申請には  
 LoGo フォームをご活用ください ..... 10

法人会活動  
 令和6年度 新宿年末クリーン大作戦/大衆演劇  
 「観劇会」/福利厚生セミナー「災害対応力アップ  
 セミナー」/消費税の期限内納付を忘れずに。/  
 女性部会「年末イベント 新宿税務署長特別講演会  
 ×交流会」/租税教育活動「第37回 角筈わいわい  
 広場開催」 ..... 11~12

新入会員紹介/電子申告で効率 UP!  
 国税電子申告・納税システム e-Tax /  
 小冊子プレゼント ..... 13

3月・4月法人会イベント/  
 おすすめ本/珈琲たいむ ..... 14



新宿の街の風景 30  
 都庁(マラソン)

表紙イラスト・松井伸佳(まつい のぶよし)  
 1956年生まれ・武蔵野美術短期大学卒業。  
 1981年小島良平デザイン事務所を経て、フリーランス・イラ  
 ストラーター。リアル表現を柱に広告・パッケージ媒体にお  
 いて、手描きスタイルに拘って活動中。

令和6年度 中学3年生



前列左から学校法人目白学園 目白  
 研心中学校広報部主任・福井延幸  
 さん、学校法人目白学園 目白研心  
 中学校・石田アンナさん、(公社)  
 新宿法人会・佐渡直紀副会長、後列  
 左から新宿納税貯蓄組合連合会・  
 伊賀光政会長、新宿税務署・櫻井  
 元博署長

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共同で実施している中学生  
 の「税についての作文」に、令和6年度は6校417編の作文が寄せ  
 られ、厳選なる選考の結果、掲載の20編が入賞されました。

「新宿法人会会長賞」には、学校法人目白学園 目白研心中学校  
 3年生 石田アンナさんが受賞されました。

**東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞**  
 ふるさと納税の意義と地域への影響 ..... 新宿区立 新宿西戸山中学校  
 ウォーカーエミリー仁子さん

**東京納税貯蓄組合総連合会 会長賞**  
 税のおかげさまで ..... 新宿区立 新宿西戸山中学校 齋藤 拓真さん

**新宿税務署長賞**  
 塵も積もれば山となる ..... 新宿区立 新宿西戸山中学校 宇田川 碧生さん  
 当たり前ではないから ..... 新宿区立 西新宿中学校 岡藤 愛さん

**新宿都税事務所長賞**  
 誰かのために、自分のために ..... 新宿区立 新宿中学校 中原 友さん

**新宿区長賞**  
 巡り巡って私達へ ..... 新宿区立 新宿中学校 白川 紗帆さん

**新宿納税貯蓄組合連合会 会長賞**  
 福祉費と税金の重要性 ..... 学校法人目白学園 目白研心中学校 米沢 穂香さん

**東京税理士会新宿支部 支部長賞**  
 税金について学ぶ ..... 新宿区立 落合第二中学校 匿名希望

**一般社団法人新宿青色申告会 会長賞**  
 私たちと税金の関係 ..... 新宿区立 新宿中学校 倉橋 千彰さん

**公益社団法人新宿法人会 会長賞**  
 税金の課題とは ..... 学校法人目白学園 目白研心中学校 石田 アンナさん

**新宿間税会 会長賞**  
 免税とは ..... 学校法人目白学園 目白研心中学校 鹿島田 瑞季さん

**新宿酒販懇和会 会長賞**  
 主役は私達だ ..... 新宿区立 落合第二中学校 湊 莉子さん

**新宿納税貯蓄組合連合会 優秀賞**  
 税の大切さを改めて考える第一歩 ..... 新宿区立 落合中学校 渡辺 裕貴さん

**佳作**  
 税金と私たちの暮らし ..... 新宿区立 落合第二中学校 鯉沼 桜子さん  
 私の命の手綱 ..... 新宿区立 落合第二中学校 村中 希帆さん

笑顔の募金 ..... 新宿区立 新宿中学校 金澤 ひなたさん  
 私たちを支える税 ..... 新宿区立 新宿西戸山中学校 青木 優奈さん

軽減税率について ..... 学校法人目白学園 目白研心中学校 城田 賢亮さん  
 税金の社会での利用方法 ..... 新宿区立 新宿西戸山中学校 朴 施優さん

相続税の正当性について ..... 新宿区立 新宿西戸山中学校 武田 直太郎さん

公益社団法人  
新宿法人会  
会長賞

## 税金の課題とは

学校法人目白学園 目白研心中学校 三年生 石田 アンナ



「税金」それは私たちが生きていく上で必要不可欠なものである。

私は小さい頃喘息持ちでよく夜中に病院へ行くことがあった。子供であった私は毎回無料で診察、治療を受けることができていた。当時、私は幼いながらに誰が病院のお金を払ったのかが気になり母親に尋ねた。すると、母親は「国の税金からお金が出たんだよ」と教えてくれた。その時初めて私は税金のおかげで生活していることを知った。他にもたとえば私たちが普段当たり前のように顔を洗ったり、歯をみがいたり、お風呂やトイレを使うなど水を毎日使うことができるのは、下水道の整備がされているからである。ここにも税金は使われている。また私達が、学校の授業を受ける際に欠かせない教科書も税金によって配布されている。このように私たちが、普段国に税金として払っているお金は、健康で豊かに暮らせるための必要不可欠なものである。私はこのことを知り普段から買い物をする時に私が消費税を払うことで、日本がより良い国になると思え、今までより気持ちよく消費税を払えるようになった。その一方でそんな国をより良くしてくれる税金にも課題や改良すべき点があるのか、私は疑問に思い、調べることにした。税金の課題一つ目は、税金の不平等な分配である。税金は所得や財産に応じて定めるべきだが、実際はお金をたくさん持っている人ほど税金を逃れる手段を持っている

ため、所得格差や貧困の問題が増えているのである。どのように不平等なく、公平に国民から税金を取るのか、それはとても難しい問題であると思う。税金の課題2つ目は、グローバル化による問題である。私はグローバル化と聞くとすごく良いイメージを持つ。しかし、グローバル化によって税金の問題が生じている。なぜなら、会社が国をまたいで事業を行うため税金をどの国にどれくらい払うべきかが難しくなっているからだ。そのため日本よりも税金が低い国に出ていく会社も少なくないのである。このように税金には良い面だけではなく解決しなければいけない問題もたくさんあることが、わかった。では私たちにできることは、しなければいけないことは何か、私は考えた。一番大切な事はなぜ税金を払っているのか、このお金は何の役に立っているのかしっかりと理解することである。そして税金の仕組み国の仕組み、経済の流れを知り、人の意見やインターネットの情報に流されず、自分の頭で考え、判断することが今の日本を良くするために最も重要なことだと私は思う。最も良くないのは、税金を払う意味を知らないことつまり無知であることだ。私はこれからも税金を払うという表面的なものだけではなく、なぜ払うのかそして税金がもたらす国への利益とは何なのかという事まで考え、今の日本の課題が解決できるよう、税金について勉強し理解を深めていきたい。

# 小学6年生の「税に関する標語」 優秀作品のご紹介

新宿税務署管内16小学校の6年生を対象に「税に関する標語」（主催：新宿間税会）を募集し、14校629編のご応募がありました。掲載の19編が優秀作品として選ばれ、昨年11月に新宿区役所へ展示され、その後新宿税務署長から入賞者へ表彰状が贈られました。

## 全国間税会総連合会 入選

日本の 美しい街 みんなの税

落合第二小学校 森 心結菜さん

## 東京国税局間税会連合会 入選

この町の すてきな未来に みんなの税

戸塚第一小学校 関根 颯元さん

## 新宿税務署長賞

一人の税で みんなの未来が 描かれる

戸山小学校 加藤 美海さん

## 金賞

納税は 明るい未来の 第一歩

戸塚第一小学校 鈴木 千代子さん

## 銀賞

その税が 被災地の方 助けてる  
納めよう あなたの税が つくる未来  
あなたの税 明るい未来を きりひらく

淀橋第四小学校 東 直希さん

大久保小学校 岩田 健志さん

落合第二小学校 須田 円夏さん

## 銅賞

安全な 未来を支える わたしの税  
西戸山小学校 永瀬 愛さん  
税金は 未来をえがける クレヨンだ  
戸塚第二小学校 河井 鷹信さん  
税金は 暮らしを支える 大黒柱  
淀橋第四小学校 鈴木 羽奈さん

税金で 日本の未来を 変えていく  
戸塚第一小学校 水落 琉仁さん  
納税は 未来を造る 第一歩  
落合第三小学校 村田 光結さん  
税金は 世界を変える 共通語  
落合第四小学校 小林 真愛さん

## 佳作

払う税 回り回って あなたのため  
天神小学校 明石 悠生さん  
すこしずつ 1人の税が 力になる  
戸山小学校 吉田 安純さん  
税金は みんなのしあわせ 守りぬく  
落合第一小学校 中村 めくみさん

世の中で かがやいている あなたの税  
落合第二小学校 小坂 実緒さん  
税金で ひとつの命 救ってる  
西新宿小学校 倉方 美柚さん  
みんなの税 かたちとなって みんなのもとへ  
落合第六小学校 田中 花奈さん

# 行動する法人会

全法連では、令和7年度  
税制改正に向け、政府・  
政党に対して提言活動  
を行いました。

## 令和7年度税制改正に関する提言

### 自由民主党

予算・税制等に関する政策懇談会 ▶ 11月19日

財政・金融・  
証券関係団体委員長  
鈴木英敬氏 他



### 国民民主党

税制調査会ヒアリング ▶ 11月25日

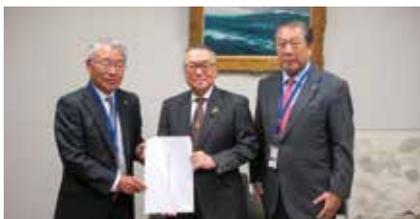
税制調査会会長代行  
浜口誠氏 他



### 自由民主党

▶ 11月18日

税制調査会会長  
宮沢洋一氏



左から野坂筆頭副会長、宮沢税制調査会会長、  
飯野税制委員長

### 日本維新の会

▶ 12月17日

政務調査会会長代行  
片山 大介氏



片山政務調査会会長代行（左手前）

### 財務省

▶ 11月12日

主税局長  
青木孝徳氏



左から丸山税制副委員長、青木主税局長、田中専務理事

### 国税庁

表敬訪問 ▶ 12月9日

長官  
奥達雄氏  
課税部長  
高橋俊一氏



左奥から高橋課税部長、奥国税庁長官  
右奥から田中専務理事、小林会長、飯野税制委員長

### 総務省

10月17日

自治税務局長  
寺崎秀俊氏

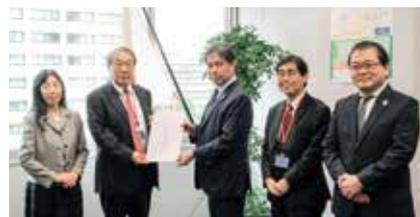


左から田中専務理事、丸山税制副委員長、  
寺崎自治税務局長、飯野税制委員長

### 中小企業庁

10月17日

長官  
山下隆一氏  
事業環境部長  
山本和徳氏



左から丸山税制副委員長、飯野税制委員長、  
山下中小企業庁長官、田中専務理事、山本事業環境部長

# 中小企業に対する軽減税率は維持！ 税と社会保障の問題への対応が始まる！

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。  
法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、  
税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が  
引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

## 法人税関係

### ■中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となります。

- ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
- ②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

### ■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

### ■中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され令和9年3月31日までとなります。

### ■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度は、適用期限が3年延長され、令和10年3月31日までの特定寄附金に適用されます。

### ■リース取引についての取扱い

- ①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要になります。
- ②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。(適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると考えられます。)
- ③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円に達するまで償却が可能となります。

### ■防衛特別法人税の創設

税額控除適用前の法人税額から基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

## 所得税・住民税関係

### ■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

### ■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

### ■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	6万円

大学生等の子がアルバイトをしている場合、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

### ■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

### ■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

### ■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

### ■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。

※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収税額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

### ■個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税について適用されます。

**■生命保険料控除の見直し**

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

**■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正**

引き下げ予定であった借入限度額は、特例対象個人（夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる）の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万円は維持されます。

**■確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応**

- ①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額、に引き上げられます。
- ②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。
- ③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

**■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合**

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することで法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

**■退職所得の源泉徴収票の提出義務**

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

**相続税・贈与税関係**

**■結婚・子育て資金の一括贈与制度の期限の延長**

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

**■事業承継税制の改正**

事業承継税制では、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が、「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

**資産税関係**

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次

の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

- ①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。
- ②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

**消費税関係**

**■輸出物品販売場における免税方式の見直し**

- ①輸出物品販売場を営業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出物品販売場を営業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
- ②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととされます。
- ③税関長は、輸出物品販売場を営業者に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

**■免税対象物品の範囲の見直し**

- ①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されます。
- ②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

**■免税販売手続の見直し**

- ①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出物品販売場を営業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。
- ②免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出物品販売場での販売は、購入者の不正が多く、輸出物品販売場の負担が大きくなっていました。今回の改正で輸出物品販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

**その他**

**■グローバル・ミニマム課税への対応**

軽課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な、税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

**■ガソリン税の引下げ**

ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

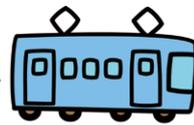
TIS 税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL : 03-5363-5958 FAX : 03-5363-5449

H P : <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会



# ファミリー登山 13

「南総里見八犬伝」  
ゆかりの山

中級コース

とみさん  
富山 (高速バスとJRを使って)

富山は二つの山頂がある双耳峰<sup>そうじほう</sup>で、北峰からの絶景は一見の価値があります。小説「南総里見八犬伝」の舞台としても知られ、去年は映画『八犬伝』が公開されて話題に。物語を予習してから行くと、より楽しめます。

距離 約8.6km (約3時間50分) 難易度 ★★★★★

## アクセスとルート

バスタ新宿から高速バスで木更津駅へ。JRに乗り換え岩井駅で下車。また、新宿駅からJRで東京駅へ。JR総武線と内房線を使って岩井駅までのルートも。



連載

登ファミリー山



## コースの魅力

富山が舞台となっている『南総里見八犬伝』は、江戸時代の曲亭(滝沢)馬琴が約30年かけて書き上げた長編小説です。この地域の城主だった里見家の再興のため、八犬士と呼ばれる八人の勇士が活躍する冒険譚。八犬士は城主の娘、伏姫の護身用の数珠から八個の玉が飛び散って誕生します。富山にはこの時、伏姫が籠っていたとされる洞窟「伏姫籠穴」があります。一帯は深い森の中にあり、パ

ワースポットとしても人気の場所です。

2つの山頂のうち、南峰は眺望がありませんが、物語の中で伏姫を弔うために建てられたとされる観音堂が建っています。一方の北峰は眺望抜群。今年建て替えられたばかりの展望台からは、晴れた日には東京湾の向こうに富士山や伊豆七島を眺められます。北峰に至る階段下の眺望広場には、「里見八犬士終焉の地」の碑が立っているので見逃さないように。また、南峰から北峰に向かう途中に立つ

推定樹齢300年以上の杉の巨木も見どころの一つ。葉っぱが丸みを帯びているため「ボタン杉」と呼ばれ、地元では縁結びの御利益があると親しまれてきました。様々な見どころに立ち寄りながら、のんびり山歩きを楽しみましょう。



推定樹齢300年以上の「ボタン杉」。別称「縁結びの杉の木」。高さ28m。





## コースガイド

### 下山道は、倒木や滑りやすい箇所要注意



下山道は滑りやすいためロープが設置してある場所が数か所。

JR岩井駅①には、ウォーキングセンターが併設。ルートに不安があれば、確認してから出発しよう。駅を出てすぐ、伏姫と八房の像②が建つ伏姫公園を過ぎると車道に出る。車に気を付けながら30分ほど歩くと、富山遊歩道入口③の案内板が現れる。そこを左に曲がると山門の左右に朱色の仁王像が睨みをきかせている福満寺④が

見えてくる。この山門はくぐらず、右手の坂道を上って行こう。舗装されているが、結構急坂が続く。次第に舗装道が少なくなり、山道は木々に覆われ静けさが漂う。時々景色が開け、東京湾や房総の山並みに疲れも吹き飛ばす。最初のピーク富山南峰⑤は、観音堂にお参りしてから北峰方面へ進もう。ボタン杉の巨木⑥を過ぎ、しばらく行くと眺望広場⑦に出る。そこからはあと少し。階段を登りきったところが富山北峰⑧だ。展望台からの景色を堪能しよう。

下山道分岐⑨は「伏姫籠穴」の案内板のほうへ。少し滑りやすい



伏姫が犬の八房と暮らしたといわれる籠穴。中には八犬士の八個の玉が。

箇所があるので、ロープや木の階段を利用して、足元に注意しながら慎重に進もう。立派な山門が現れたら、そこが伏姫籠穴入口⑩だ。門をくぐって200段の階段を登った先に「伏姫籠穴」⑪がある。籠穴入口まで戻ると、あとはほぼ平地を歩き、富山学園バス停の分岐を右へ。岩井駅を目指そう。

### 立ち寄りポイント

郷土料理「さんが焼き」を食べられるお店「伏姫さんが焼」。名前の由来はアジなどで作った「なめろう」を山小屋で焼いて食べたため「山家=さんが」。火曜休、11～14時半（土日は11～15時半）、17～21時。TEL 0470-57-2777



## 防災に役立つ登山グッズ

登山用だけじゃもったいない！防災用にも常備しよう

### 高機能タオル



「コクーン テリータオルライト」

Mサイズ90×50cm、重さ95g。素材はマイクロファイバー。ループ付き。サイズは他にS、L、XLがある。

### 吸水力が普通のタオルの7倍で肌触りも快適

登山では、冬でも汗をかくためタオルは必須。また、雨にぬれた時や、下山後お風呂に入った時など、出番が多いアイテムです。選ぶ時のポイントは、コンパクトで軽く、吸水性と撥水性が高く、肌触りがよいこと。このタオルはそれらの条件を満たし、専門ケースがついて持ち運びや収納に便利で、吸水性は普通のタオルの7倍といわれるほど。水をはじく撥水性がよく、速乾性にも優れています。さらに毛足が長めのパイル地で、肌触りが良いため人気の商品です。フックにひっかけられるループ付きのため、狭い山小屋や防災時など干し場が少ない場所でも便利です。高機能のタオルは、防災グッズとしても常備しておきましょう。

石井スポーツ ヨドバシ新宿西口店 ● 駿東 元気さん

以前は登山、現在はキャンプと釣りが趣味。アウトドアグッズ全般に詳しい。



次回予告

石老山（JRとバスで）



構成・執筆：小宮千寿子 こみやちずこ

体と心の健康をテーマに本の編集と執筆活動を行う。「登山で健康に」をモットーに、山歩きのを企画。

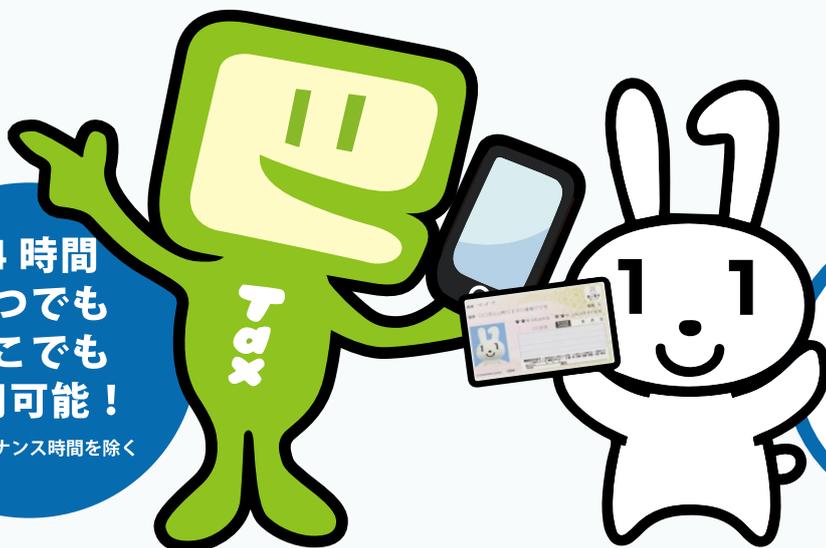


約 **7** 割の方が利用しています

# 確定申告は

## 自動入力できる **e-Tax** で!

スマホとマイナンバーカードでもっと便利に!



24時間  
いつでも  
どこでも  
利用可能!

※メンテナンス時間を除く

マイナポータル連携  
で自動入力!

- ☑ 給与、医療費、ふるさと納税などの情報を自動入力
- ☑ 集計や入力の手間、書類の保管が不要

### e-Tax で確定申告をされる方へのサポート



動画で見る確定申告

申告書の作成手順を動画でご案内しています。



税務職員ふたば



ご質問はこちら

確定申告に関するご質問にチャットボットがお答えします。

申告期限

所得税および復興特別所得税・贈与税 **令和7年3月17日** (月) まで

消費税および地方消費税 (個人事業者) **令和7年3月31日** (月) まで

事業税・住民税 **令和7年3月17日** (月) まで

- 確定申告会場への入場には整理券が必要です。  
※申告書等の提出のみの場合は、不要です。

- 整理券は各会場当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。オンライン事前発行をする場合は、「国税庁 LINE 公式アカウント」を友だち追加してから手続きを行ってください。

**税務署・都道府県・市区町村**

携帯電話のご利用マナーにご協力ください。また、歩きスマホはご遠慮ください。

リサイクル適性 (A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

詳しくは、国税庁 HP をご覧ください。

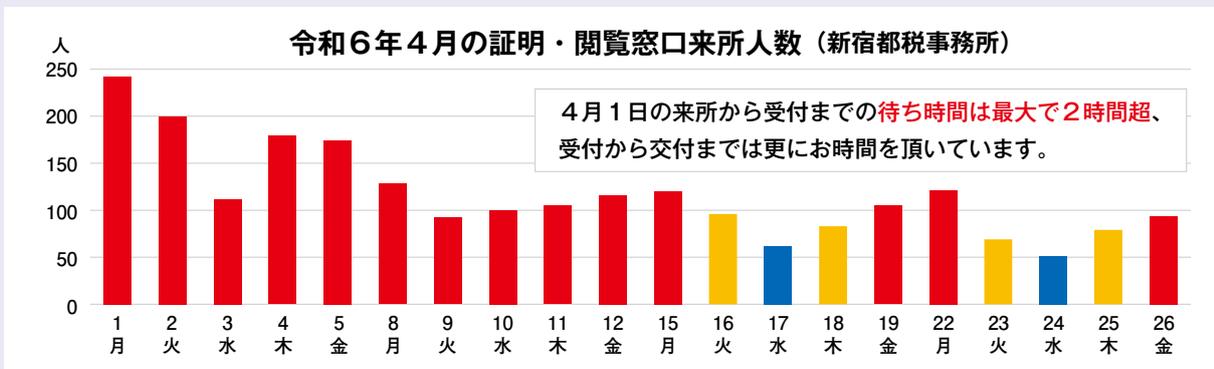
確定申告



## 23区内の固定資産(土地・家屋)評価証明・名寄帳申請は 混雑する期間を避けてご来所ください

4月上旬頃は特に激しく混み合いますので、可能な限り中旬以降にご来所ください。

月曜・金曜は混み合い、水曜は比較的空いています。



## 4月から固定資産税における土地・家屋の 価格などがご覧になれます(23区内)

期間	令和7年4月1日(火)から6月30日(月)まで(土・日・休日を除く。)
時間	午前8時30分から午後5時まで
場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和7年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

(注) 納税通知書は6月2日(月)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



主税局HP  
(縦覧について)



主税局HP  
(本人確認方法について)

※縦覧制度の詳細は、[主税局ホームページ](#)をご覧ください。

### ◆都税の納税証明・評価証明等の申請にはLoGoフォームをご活用ください

証明書等の申請・手数料納付は、パソコン及びスマートフォンから「LoGoフォーム」でお手続きが可能です。申請可能な証明等の種類、詳細な手続Q&Aについては、主税局HPをご確認ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/application/logoform>

東京都主税局 LoGo フォーム

検索



東京都新宿都税事務所(相談広報担当)  
新宿区西新宿7-5-8(03-3369-7151)



# 法人会活動

## 社会貢献活動

### 令和6年度 新宿年末クリーン大作戦

日時：令和6年12月20日(金) 7:30～8:30  
 会場：新宿駅東口・西口・歌舞伎町地区（法人会は東口周辺）  
 参加者：131団体、2,106名（内、法人会60名）

参加された▶  
有志一同

『みんなでつくるおもてなし Clean Shinjuku!』をスローガンに早朝の寒い中、新宿区主催で開催されました。

区民や新宿を訪れる来街者が気持ちよく過ごせるとともに、買い物など安心して楽しめるよう商店会や町会、ボランティア団体など多くの方が参加されました。

法人会も寒空の下、有志60名が新宿駅東口周辺の早朝一斉清掃活動に参加しました。



◀活動の様子

活動報告

## 観劇会

### 大衆演劇「観劇会」

日時：令和6年12月20日(金) 18:00～21:00  
 会場：歌舞伎町劇場（ハナミチ東京歌舞伎町B1F）  
 参加者：104名  
 演題：浪花劇団による芝居と舞踊

昨年好評いただきました「観劇会」を今年も開催いたしました。

昨年に引き続き満員となり、歌と踊りと太鼓で大変盛り上がりしました。



## 福利厚生セミナー

### 災害対応力アップセミナー ～大規模災害時の補助金とリスクの備え～

日時：令和7年2月6日(木) 15:00～16:15 講師：第一部 中小企業基盤整備機構 災害対策支援部長 長谷川 貴則 氏  
 会場：新宿法人会館 3階会議室 第二部 AIG損害保険株式会社 企業財物保険部  
 参加者：19名 商品戦略推進課リーダー 河井 正人 氏

大規模自然災害等のリスクに備え、自然災害に被災した事業者が復旧費として補助金を受給するためには、経済産業省の「事業継続力強化計画」の認定取得が必須要件。そこで、第一部で「事業継続力強化計画」の制度内容、有事の際に役立つポイントを、第二部で実際の取組事例など講師2名にお話をいただきました。



## 消費税の期限内納付を 忘れずに。



### 期限内納付のための 納税資金の積立てをお願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

消費税には  
申告・納付期限<sup>(※1)</sup>  
があります。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※2)</sup>。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※3)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例<sup>(※4)</sup>があります。

申告・納付には  
e-Taxが  
利用できます。

個人事業者の方は振替納税も  
利用できます。

確定申告書等作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

直前の課税期間の 確定消費税額 <sup>(※3)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※5)</sup>

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができません。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



## 年末イベント 新宿税務署長特別講演会×交流会

開催日時：令和6年11月29日(金) 18:00～21:00  
 会場：京王プラザホテル 本館2F「中国料理 南園」  
 参加人数：34名



▲講師の櫻井署長

今年の特別講演会は新宿税務署長・櫻井元博氏をお招きして「税務雑談議」と題して相続税と贈与税を中心に講演いただきました。

櫻井署長は北海道出身で、主に資産課税課でご活躍されました。また納税のデジタル化にもご尽力されています。

最初に相続税は人の死によりおこる税金で「富の再配分」を目的に1904年に制定されたことを教えていただきました。ケースバイケースで税金の種類が変わること。相続人にもいろいろなルールがあることを磯野家(サザエさん)や犬神家の家系図を示され説明してくださいました。

また2024年に改正された贈与税は相続の時に問題になることが多いことから、贈与前の留意点の確認や相談が重要であるとアドバイスをいただきました。

身近で誰にでも関係のある税についてのお話は大変有意義なものとなりました。女性部会で税務署長にお話していただいたことを大変光栄に思っています。



▲家系図を示し相続人のルールを説明

続いて年末交流会は美味しい中華料理に舌鼓を打ちながら、賑やかに和やかに進みました。特にメインイベントの抽選会では部会員全員に素敵な景品が当たり、抽選が行われる度に大歓声に包まれました。

今回の交流会も楽しく、あっという間に過ぎてしまいました。(文：女性部会 幹事 太田 朱美)



▲村松部会長の挨拶



新部会員による自己紹介▶



▲会場を盛り上げる担当役員の皆さん

## 租税教育活動

### 第37回 角筈わいわい広場開催

開催日時：令和6年12月1日(日) 10:30～15:00  
 会場：角筈地域センター8階  
 来場者：400名以上

毎年恒例「角筈わいわい広場」が開催されました。

当日は天候にも恵まれ、皆さんご家族、お友達と来場し大変にぎわっておりました。

当会も小・中学生の子どもたちを対象に税金クイズのブースを開設し、参加しました。

(株)ロッセ様から提供された豪華景品を目指して、たくさんの子供たちがクイズに挑戦していました。

クイズの様子▶



◀けんたくんがお出迎え!

法人名	住所	事業内容	所属支部
有限会社 猪山企画	新宿3-19-2	不動産業	東部・歌舞伎町支部
株式会社 東京レジャラス	歌舞伎町2-13-6	飲食サービス	歌舞伎町・新宿北支部
株式会社 オーパス	西新宿3-7-1	システム開発、運用、ソフトウェア企画・開発・保守	西新宿第2支部
行政書士高江法務事務所	西新宿7-1-7	行政書士	西新宿第4支部
Fort 株式会社	西新宿8-1-2	情報通信産業	西新宿第5支部
株式会社 REVION	西新宿8-9-16	サーチスカウト型人材紹介	西新宿第5支部
株式会社 コウエイ	百人町1-20-16	鍼灸整骨院	百人町支部
株式会社 島田	新宿7-20-24	不動産	大久保支部
株式会社 ビジョンワンコミュニケーション	下落合3-15-20	動画制作	落合第1支部
板倉 聖	四谷4-30		地区外
社会保険労務士法人 労務管理 PLUS	甲斐市龍地3579-60	社会保険労務士業	地区外

**電子申告で効率UP!** 国税電子申告・納税システム

## e-Tax

「e-Tax」なら  
国税に関する申告や納税、  
申請・届出などの手続きが  
インターネットで行えます。

## 納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

**e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!**

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディー

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

イータックス 🔍 検索

中小企業が  
中小企業のままで  
幸せになる方法?

世の中は値上げラッシュのさなかにあります。ほんの数年前までの「デフレ時代」が嘘のようです。一方で値上げができず苦しんでいる中小企業や商店の姿も目に付きます。中小企業が、中小企業のままで幸せになる方法はないかを模索するなか、規模は大きくなくてもしっかりとした経営で、経営者も従業員も幸せそうな会社が全国あちこちにあります。共通点は「粗利率が高い」こと。言い換えれば「値上げに成功した」会社です。

- なぜ「値上げ」が必要なのか?
- 価格のメカニズム
- どの商品を値上げするか?
- 具体的な値上げの方法は?
- 顧客に値上げを受け入れてもらうには?

## 法人会から 小冊子 プレゼント

ご希望の方は法人会事務局まで、下記QRコード、メール、FAX または電話(平日午前9時～午後5時)にてお申してください。

- (1) 申込者名(法人の場合は、会社名とご担当者名)
- (2) 連絡先 TEL・FAX
- (3) 小冊子郵送先住所
- (4) 希望の小冊子名及び必要部数  
※1タイトルにつき2冊まで

以上をお知らせください。本の引き渡しはメール便にて対応させていただきます。

**先着100名様**

その他の小冊子もプレゼントしております。詳しくは新宿法人会ホームページをご覧ください

新宿法人会

検索

FAX 03 (3371) 3834  
TEL 03 (3371) 3821  
info@shinjuku-hojinkai.or.jp

借上げ促進税制や  
ミスの多い事例を  
押さえています!

近年の税制改正項目を中心に、中小企業の日々の経理業務や税務実務において特に押さえておかなければならない項目を、法人税・消費税・源泉所得税、その他に分けて「ミス事例」という形式で紹介しています。ミスを防ぐため知っておくべき知識と注意すべきポイントを事例ごとにまとめてあります。上記の改正項目だけでなく、役員給与や届出書・申請書の提出、源泉徴収事務において間違えやすい事例についても取り上げています。

- 法人税
- 消費税
- 源泉所得税

ほか

# 今後の法人会イベント

## 3月

時間	名称：内容	会場	オンライン配信
4日(火) 16:30～19:30	<b>中部2ブロック研修会</b> ＜第1部＞最新の税務トピックス 講師：新宿税務署担当官 ＜第2部＞特別講演会「つづじの里から多文化のまちへ～大久保・百人町の歴史～」 講師：新宿歴史博物館 漱石山房記念館学芸アドバイザー 鈴木 靖氏 ＜第3部＞異業種交流会	法人会館3階	—
10日(月) 15:30～18:00	<b>東部ブロック研修会</b> ＜第1部＞最新の税務トピックス 講師：新宿税務署担当官 ＜第2部＞特別講演会「夢・感謝・信頼」 講師：アテネ五輪 レスリング 銅メダリスト 井上 謙二氏 ＜第3部＞異業種交流会	//	—
18日(火) 13:30～16:50	<b>決算法人説明会</b> 講師：荒尾 成利 税理士、新宿税務署担当官	//	○
24日(月) 14:00～16:30	<b>新友会税務研修会</b> (資本金1億円以上の法人対象) 講師：東京国税局担当官	BIZ 新宿	—
26日(水) 13:30～16:00	<b>新設法人説明会</b> 講師：新宿税務署担当官	法人会館3階	—

## 4月

時間	名称：内容	会場	オンライン配信
8日(火)～22日(火) 13:30～16:00	<b>はじめての簿記</b> ※ 毎週火曜日。全3回 講師：東京税理士会新宿支部税理士	法人会館3階	○
14日(月) 13:30～16:00	<b>新設法人説明会</b> 講師：新宿税務署担当官	//	—
16日(水) 13:30～16:50	<b>決算法人説明会</b> 講師：東京税理士会新宿支部税理士、新宿税務署担当官	//	○
18日(金) 13:30～15:30	<b>やさしい源泉所得税講座</b> 講師：新宿税務署担当官	//	○
21日(月) 13:30～16:00	<b>やさしい消費税講座</b> 講師：東京税理士会新宿支部税理士	//	○

## BOOK REVIEW

紀伊國屋書店 プックノムリエが選ぶ **おすすめ本**



### 動物城 2333

出版社：講談社  
著者：荷午 / 王小和  
訳：島田荘司

人間と並ぶ知能を得た動物は人からの独立を目論むがうまくはいかず、戦いの日々が続いていた。時は流れ西暦2333年、冷戦状態にあった動物と人間は和平交渉を行うことに。しかし人間側の大使が殺された。新たな戦争を防ぐために事件の解決を依頼されたのは、ロバのプレーメン!カエルの相棒アグアとともに真相を究明することが出来るのか!

ロバ、カエル、ワニ、ゾウ、クマetc……まさかの登場人物全員動物。それぞれの特性が生かされた設定で、ファンタジー色が強いかと思いきやミステリとしても十分に面白い。しかもこの本を訳したのがミステリ界の大御所、島田荘司先生。なぜ!?!と思ったあなた、読めばわかります。そしてミステリ好きには思わずくすっと来る展開も。反戦や格差などの社会問題も重要なテーマとして盛り込まれており、読みごたえは十分です。とにかくアグアが可愛いんだ～。

紀伊國屋書店 <https://www.kinokuniya.co.jp/>

## 珈琲たいむ



ドナルド・トランプ米大統領が米国時間1月20日に就任されました。

民主党のバイデン氏から共和党のトランプ氏へ大きな政策転換が行われるようです。

日本の経済にどのような影響をもたらすのか、興味深くあります。

経済問題はさておき、年齢の話に移りましょう。

トランプ大統領は就任時78歳。任期4年、退任時には82歳になります。年齢で人を判断するのは良いことではないですが、78歳で米国の世界のリーダーに就こうとするパワーは素晴らしいと思います。“名誉”なのか“意地”なのか“欲”なのか“国家のため”なのかともかく感心する次第です。

かく言う私も後期高齢者の仲間入り。老いやボケを感じるようになりました。

足腰の衰えもあり歩行速度が遅くなったり、漢字が思い出せなくなり人の名前をなかなか覚えられなくなりました。でも頭と体を使って動き回って毎日仕事に勤しんでおられますと、一日が楽しく過ぎ去ります。

まあ当然人生楽しいことばかりではありませんが、ケセラセラ(どうにかなるさ)の心持でストレスを溜め込まない様心掛けています。

法人会員の皆様様に於かれましても、トランプ大統領に見習ってパワフルに経営に邁進されることを心より祈念しまして終わりといたします。(ボケ老人)

イベント予定

SHINJUKU 2025 3 第236号

2025年3月1日発行

(発行所) 公益社団法人 **新宿法人会**

東京都新宿区北新宿 1-19-19

TEL 03-3371-3821(代)

FAX 03-3371-3834

<https://shinjuku-hojinkai.or.jp>

(発行人) 会長 高野 吉太郎

(編集) 広報委員長 原瀬 博利

(デザイン・印刷)

有限会社 J-ART



あれ、これ、それが500,000点。

生地・手芸材料専門店

okadaya

SHINJUKU



新宿オカダヤ本店 新宿区新宿3-23-17 tel. 03-3352-5411 (大代表)

新宿法人会会員の皆様へ

即日診断

日・祝受診可

# 人間ドック・脳ドックのご案内

- 1 内視鏡検査室を増設
- 2 MRI・CTの最新機種を導入
- 3 スマートなメディカル・ナビゲーションを導入

検査コース	特別料金	一般料金
一日コース	42,000円	50,000円
一泊コース	75,000円	80,000円
脳ドック	47,000円	50,000円
成人病健診*	26,000円	28,000円
法定健診	12,000円	13,000円
入社健診	12,000円	13,000円

(消費税別)



各種オプション検査をより一層充実します。併せてご利用くださいませ。



お申し込み・お問い合わせ

●全国健康保険協会けんぽ・日本病院会・  
日本総合健診医学会・健康保険組合連合会 各指定  
〒163-0203 東京都新宿区西新宿2-6-1  
新宿住友ビル3階(都庁隣り)

医療法人社団・成山会 楠樹記念クリニック  
NANJUKINEN CLINIC

Tel: 03-3344-6666 Fax: 03-3348-0126

<https://www.nanju.or.jp>



申告時に提出する「法人事業概況説明書」に  
『新宿法人会 会員』と記入しよう♪



新宿法人会はe-Taxを推進しています